

【凡例】 法：都市計画法 規：都市計画法施行規則

市規：八王子市都市計画法に規定する開発行為等の規制に関する規則

## 第4章 許可申請等に必要書類及び図面

### 第1節 開発行為の許可申請等

#### 1 開発行為許可申請〔正本1部、副本（写し）1部提出（市規2・1・1）〕

##### (1) 開発行為許可申請添付書類

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認
1	開発行為許可申請書 (規：別記様式第二)		法 29・1 法 30 規 15 規 16・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の全ての地番表示は全部事項証明書の記載と整合を図る(一筆の一部がある場合「～の一部」、無地番の場合は「○番地先」と記載)</li> <li>面積は実測値(全体求積とする)</li> <li>工区に分けたときは、その位置、区域、規模を明記</li> </ul>	
1-2	委任状		市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人に委任する場合に必要</li> <li>委任者及び受任者の住所、氏名、開発区域及び面積、委任日、等明記</li> </ul>	
1-3	申請者の印鑑証明書		市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑証明書は発行後3か月以内のもの</li> <li>委任状の印影と合致していること</li> </ul>	
1-4	地番表		市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域内及び隣接地の町名、地番(若番順)、地目、地積(公簿)、所有者名等</li> <li>開発区域内については乙区含め全権利者</li> <li>開発区域の内外を明確にする</li> </ul>	
2	設計説明・概要書		法 30・1・3 規 16・2 規 16・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の現況は、登記事項証明書、実測値と整合していること</li> <li>計画内容は関係機関の協議、同意及び計画図と整合していること</li> <li>設計者の氏名欄を記載すること</li> </ul>	
3	資金計画書 (規：別記様式第三)	工事費等に関する積算資料(見積書等)	規 15・1・4 規 16・5	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事費は開発行為に関するもののみ</li> </ul>	
4	公共施設管理者(注1)の同意を証する書面 注1 市 都(都道、河川) 建設局、建設事務所 国(国道、河川) 関東地方整備局等		法 30・2 法 32	<ul style="list-style-type: none"> <li>写しを提出(副本に原本を添付し、内容を照合)</li> <li>開発区域外においても、開発行為に伴って変更又は廃止される公共施設があればこれを含む</li> <li>区域周辺が農地で農業用水が生きている場合、同意が必要</li> <li>管理者によっては法32条同意であることを明記していない場合もあるが即した内容であれば可</li> </ul>	
5	公共施設管理予定者(注2)との協議をしたことを示す書面 注2 注1に同じ		法 30・2 法 32	<ul style="list-style-type: none"> <li>写しを提出(副本に原本を添付し、内容を照合)</li> <li>国有財産の処理が伴う場合特に注意を要する</li> <li>公共施設が事業主管理となる場合、将来に問題が生じないように手当をしておくことが必要(特に公園、緑地)</li> </ul>	
5-2	20 ha以上の開発行為の場合の諸施設の管理者(注3)との協議をしたことを示す書面 注3 ①義務教育施設設置義務者 ②水道事業者 ③電気事業者 ④ガス事業者 ⑤JR及び私鉄経営者等		令 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>写しを提出(副本に原本を添付し、内容を照合)</li> <li>40 ha未満の場合は、③④⑤を除く</li> </ul>	
6	工事の実施の妨げとなる権利者(注4)の同意を証する書類 (市規：別記第3号様式) 注4 土地所有者 建物・工作物等 ※乙区権利者を含む。		法 30・2 法 33・1・14 規 17・1・3 市規 4・1	<ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書、公図から権利者を判断</li> <li>建物、工作物は建物登記事項証明書、課税台帳、現地等で判断</li> <li>周辺の土地利用から、農業用水路の管理者の同意の要・不要を判断</li> <li>見え高3mを超える擁壁を設置する場合の隣接地の権利者</li> <li>東電等の地役権は、工務所長の印(印鑑証明書は不要)</li> </ul>	
6-2	公共施設用地の所有者等の同意を証する書類 (行政財産・普通財産)		法 30・2 法 33・1・14 規 17・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>都又は市等所管課の同意、国有財産編入同意</li> <li>当該用地の面積については実測値 (※設計説明書、求積図等で確認)</li> </ul>	

番号	提出書類	必要添付書類	法令	摘要	確認															
7	本人確認資料		市規 4・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記 6 の同意者の印鑑証明書等</li> <li>・全部事項証明書の住所と違う場合は住民票等と照合</li> <li>・同意年月日の前後 3 か月以内に発行されたもの</li> </ul>																
8	土地及び工作物等の全部事項証明書		市規 3・1・2 市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公図と照合、無地番地の確認</li> <li>・発行後 3 か月以内のもの</li> </ul>																
9	申請者の資力及び信用に関する書類	<table border="1"> <tr> <td rowspan="6">法人</td> <td>履歴事項全部証明書</td> <td rowspan="6">法 33・1・12 令 24・2 市規 3・1・3</td> <td rowspan="6"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書、住民票は発行後 3 か月以内のものを添付</li> <li>・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が 1 ha 以上の場合は 3 か年分の財務諸表</li> <li>・納税証明書（前年度分のもの） 法人－法人事業税又は法人税 個人－個人事業税又は住民税</li> <li>・残高証明又は融資証明は金融機関が 2 か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>財務諸表</td> </tr> <tr> <td>事業経歴書</td> </tr> <tr> <td>納税証明書</td> </tr> <tr> <td>残高証明又は融資証明</td> </tr> <tr> <td>暴力団等に該当しないことの誓約書</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">個人</td> <td>住民票</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>納税証明書</td> </tr> <tr> <td>残高証明又は融資証明</td> </tr> <tr> <td>暴力団等に該当しないことの誓約書</td> </tr> </table>	法人	履歴事項全部証明書	法 33・1・12 令 24・2 市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書、住民票は発行後 3 か月以内のものを添付</li> <li>・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が 1 ha 以上の場合は 3 か年分の財務諸表</li> <li>・納税証明書（前年度分のもの） 法人－法人事業税又は法人税 個人－個人事業税又は住民税</li> <li>・残高証明又は融資証明は金融機関が 2 か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること</li> </ul>	財務諸表	事業経歴書	納税証明書	残高証明又は融資証明	暴力団等に該当しないことの誓約書	個人	住民票			納税証明書	残高証明又は融資証明	暴力団等に該当しないことの誓約書		
法人	履歴事項全部証明書	法 33・1・12 令 24・2 市規 3・1・3		<ul style="list-style-type: none"> <li>・履歴事項全部証明書、住民票は発行後 3 か月以内のものを添付</li> <li>・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が 1 ha 以上の場合は 3 か年分の財務諸表</li> <li>・納税証明書（前年度分のもの） 法人－法人事業税又は法人税 個人－個人事業税又は住民税</li> <li>・残高証明又は融資証明は金融機関が 2 か月以内の残高等を証明したもの（複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの） ※工事費に対して相当以上の残高があること</li> </ul>																
	財務諸表																			
	事業経歴書																			
	納税証明書																			
	残高証明又は融資証明																			
	暴力団等に該当しないことの誓約書																			
個人	住民票																			
	納税証明書																			
	残高証明又は融資証明																			
	暴力団等に該当しないことの誓約書																			
10	工事施行者の施行能力に関する書類	<table border="1"> <tr> <td>履歴事項全部証明書</td> <td rowspan="3">法 33・1・13 令 24・3 市規 3・1・3</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可の種類については土木工事業であること（ただし、1 件の請負金額が 500 万円以上（消費税を含む）の工事）</li> <li>・履歴事項全部証明書は発行後 3 か月以内のもの</li> <li>・工事経歴書については過去 2 年分を添付すること</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>建設業許可書の写し又は証明書</td> </tr> <tr> <td>工事経歴書</td> </tr> </table>	履歴事項全部証明書	法 33・1・13 令 24・3 市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可の種類については土木工事業であること（ただし、1 件の請負金額が 500 万円以上（消費税を含む）の工事）</li> <li>・履歴事項全部証明書は発行後 3 か月以内のもの</li> <li>・工事経歴書については過去 2 年分を添付すること</li> </ul>	建設業許可書の写し又は証明書	工事経歴書													
履歴事項全部証明書	法 33・1・13 令 24・3 市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業許可の種類については土木工事業であること（ただし、1 件の請負金額が 500 万円以上（消費税を含む）の工事）</li> <li>・履歴事項全部証明書は発行後 3 か月以内のもの</li> <li>・工事経歴書については過去 2 年分を添付すること</li> </ul>																		
建設業許可書の写し又は証明書																				
工事経歴書																				
11	設計者の資格を証する書類	卒業証明書、技術士、一級建築士、実務経験証明書その他	法 31 規 17・1・4、 規 18、規 19 盛土規制法を 準用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 ha 以上の開発行為の場合</li> <li>・盛土規制法みなし許可に該当し、地上高が 5 m を超える擁壁の設置又は造成面積が 1,500 m<sup>2</sup> を超える土地において排水施設の設置を措置した場合</li> <li>・卒業証明書及び実務経験証明書のほかは写しを添付</li> </ul>																
12	既存権利を有することを証する書類	<table border="1"> <tr> <td>土地の全部事項証明書</td> <td rowspan="2">法 34・13</td> <td rowspan="2"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 34 条第 13 号に該当の場合</li> <li>・全部事項証明書は発行後 3 か月以内のもの</li> <li>・売買契約書については写しを提出（副本に原本を添付する）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>売買契約書</td> </tr> </table>	土地の全部事項証明書	法 34・13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 34 条第 13 号に該当の場合</li> <li>・全部事項証明書は発行後 3 か月以内のもの</li> <li>・売買契約書については写しを提出（副本に原本を添付する）</li> </ul>	売買契約書														
土地の全部事項証明書	法 34・13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法第 34 条第 13 号に該当の場合</li> <li>・全部事項証明書は発行後 3 か月以内のもの</li> <li>・売買契約書については写しを提出（副本に原本を添付する）</li> </ul>																		
売買契約書																				
13	その他、関係法令に基づく許可、認可等が必要な場合はその許可等に関する書面		市規 3・1・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然保護条例に該当する場合は、許可書又は受付票の写し</li> <li>・消防水利の確認書の写し（消防法）</li> <li>・都市計画施設にかかる場合には、計画線の証明（指示）をとる</li> <li>・埋蔵文化財包蔵地に該当しているか確認する（文化財保護法）</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理法、土砂災害防止法、森林法、自然公園法、鳥獣保護法、河川法、砂防法、公有地拡大促進法等</li> </ul>																

注) 盛土規制法みなし許可に該当する場合は、重複しない盛土規制法の許可申請添付書類も添付すること。

(2) 開発行為許可申請添付図面

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
1	位置図 (法 30・1・1) (法 30・2) (規 17・1・1) (規 17・2)	1/2500 程度	1 方位 2 開発区域 3 既設道路 4 河川・水路 5 都市計画施設 6 目標物	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 公道 (茶)、私道 (こげ茶)、幅員 河川・水路 (青色) 名称、放流点 道路、公園、その他 交通機関、主要建築物、団地等	1 都市計画施設の確認 (付近の 都市計画道路予定線を記入) (公拡法・国土法の関連)	
2	区域図 (兼現況図) (法 30・1・1) (法 30・1・3) (法 30・2) (規 16・2) (規 16・4) (規 17・1・2) (規 17・3)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 市町村界 4 町字界 5 都市計画区域界 6 地番 7 権利者氏名 8 道路 9 河川・水路 10 工作物 11 等高線 12 現況地盤高	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤)  開発区域内権利者 (乙区含む)、 隣接地所有者 公道 (茶)、私道 (こげ茶)、幅員 河川・水路 (青色) 用途・高さ・構造、建築物の有無 1.0 m 標高差 平坦地は 2.0 m 以上	1 公図の写し、現況図との比較 (この図面は現況図に公図の各筆 を割り込んだものとする) 2 開発区域内だけでなく、その周辺 の現況田圃等に造成に伴って危険 となるような隣接家屋などの位置 を確認し、開発区域の範囲の適否を 検討する 3 接続先道路の名称・種別・幅 員を記入する 4 仮 B M の位置と高さを記入 する	
3	公図の写し (市規 3・1・1)	原本と 同縮尺	1 方位 2 開発区域 3 地番 4 地目 5 権利者氏名 6 道路 7 河川・水路	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤)  開発区域内権利者 (乙区含む)、 隣接地所有者 公道 (茶)、私道 (こげ茶)、 河川・水路 (青色)	1 国有地 (行政財産、普通財 産)、農地等に注意 2 周辺部も記入 3 転写場所、転写日、転写者名 を記入	
4	公共施設の管理者に 関する図面 (市規 3・1・3)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 廃止される公共施設 4 変更される公共施設 5 新設される公共施設 6 新旧公共施設一覧表	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 道路・水路・その他 道路・水路・その他 道路・水路・その他 番号・面積・管理者・所有者	1 「公共施設管理者の同意を証する 書面」又は「公共施設管理予定者 との協議をしたことを示す書面」 各々比較対照する 2 接続先道路の名称・種別・幅 員を記入する 3 公共施設一覧表と図面が対 比できるよう着色する	
5	土地利用計画図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)  『4 公共施設の管理 者に関する図面』と 兼ねることも可	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 接続先道路 4 開発区域内道路 廃止道路 5 道路隅切り 6 公園・広場 7 緑地 8 河川・水路等 9 貯水施設 10 未利用地 11 街区・敷地 12 既存建築物 13 予定建築物 14 都市計画施設 15 法面・擁壁 16 緩衝帯等	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 公道 (茶)、私道 (こげ茶) 幅員延長 <sub>△</sub> 配: 幅員毎 <sub>△</sub> 着色  辺長 辺長・面積・出入口 (黄緑色) 形状・面積 (緑色) 形状・幅 (青色) 形状・面積 (水色) 辺長・面積 番号・辺長・面積・計画地盤高 位置 位置 (宅地分譲の場合省略) 位置・名称 (市主管課証明) 位置・構造・形状・高さ 位置・形状	1 開発区域内道路: 審査基準と 整合を図る 2 東京都建築安全条例との整 合性 (第 2 条～第 6 条の 2 及 び特殊建築物の適否) 3 公園・広場・緑地・街路に注 意 4 接続先道路の名称・種別・幅 員を記入する 5 仮 B M の位置と高さを記入 する	

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
6	造成計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 方位 2 開発区域 3 切土盛土の範囲 4 擁壁 5 法面 6 がけ 7 計画地盤高 8 開発区域周辺の状況 9 断面図作成箇所	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連区域は二点鎖線 (赤) 切土 (黄)、盛土 (赤) 位置・高さ・延長・着色 位置・形状 位置・形状 隣接地の地盤高、建物の位置 道路・宅地・その他 例えば A-A と記入	1 地上高の高い RC 造の擁壁は設計・施工・管理とも技術的に十分に配慮及び自然環境等を考慮 2 斜面先の盛土は極力避ける 3 開発区域周辺の家屋等が造成後どのような状態になるかを注意する 4 仮 BM の位置と高さを記入する	
7	造成計画断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 開発区域 2 在来地盤高 3 計画地盤高 4 切土盛土の範囲 5 擁壁 6 がけ 7 法面	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤) 隣接地まで記入 切土 (黄)、盛土 (赤) 構造・垂直高 勾配・垂直高 勾配・垂直高・排水施設	1 急斜面の盛土には段切り施工 2 擁壁上の余盛りは不可 3 擁壁面に雨水が流下するような集水方法は不可 4 二段擁壁のチェック 5 盛土工では、30 cm 毎に土をまき出し、その層毎に十分転圧を行う	
8	排水施設計画平面図 兼 給水施設計画平面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/500 以上	1 集水区域 2 管渠 3 U字溝 4 人孔 5 集水ます 6 吐口 7 放流先 8 計算書 9 浸透施設 10 給水施設 11 取水方法 12 消火栓	番号・系統毎に色分け・流下方向 種類・位置・内径・延長・勾配、着色 設置間隔 内径又は内法幅・深さ 位置 名称・断面寸法 計画流出量・流速・流量、トレンチ等 浸透ます、トレンチ等 取水地点	1 放流許可量と計画流出量を比較し、許可量の数値が小さい場合には、調整池・吸込槽等を設置 2 地表水の流下方向は崖と反対方向とする 3 開発区域外からの流入範囲とその処理に注意 4 管渠の内径 20 cm 以上とする 5 排水施設を着色する 6 関係所管と協議 7 井戸の場合保健所と協議 (100 t 以上) 8 給水施設を着色する 9 東京都水道局との協議事項を議事録にて添付	
9	公共施設構造図 (市規 3・1・3)	1/50 以上	1 道路縦断面図 2 道路横断面図 3 排水施設縦断面図 4 排水施設構造図 5 河川・水路詳細図 6 公園・広場計画図 7 貯水施設詳細図 8 その他施設詳細図	在来高・計画高・延長・勾配 幅員・舗装・勾配 土被り (1.2 m 以上) 形状・寸法・施設の種類 形状・寸法 形状・寸法	1 道路縦断面勾配は 9% 以下やむを得ない場合は、12% 以下 2 詳細は公共施設管理者との協議による	
10	崖の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 開発区域 2 土質 3 勾配 4 垂直高さ 5 在来地盤高 6 計画地盤高 7 保護の方法	開発区域は一点鎖線 (赤) 関連工事区域は二点鎖線 (赤)  石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他	1 崖の種類毎、各位置毎に標準図を作成する 2 長大法の場合は別途基準による	
11	擁壁の断面図 (法 30・1・3) (規 16・2) (規 16・4)	1/50 以上	1 種類 2 断面図 3 高さ 4 水抜穴 5 透水層 6 土質 7 基礎杭 8 配筋図 9 地盤改良	各種類毎に図面作成 代表断面図毎に図面作成 耐水材料・内径 75 mm で 3 m <sup>2</sup> に 1 箇所以上 材料・寸法 背面土・基礎地盤 位置・材料・寸法 RC 造、被り、交互配筋は不可 改良範囲・方法	1 練積法： ・切土 ～ 5 m まで ・盛土部分に基礎を設ける場合 ～ 3 m まで 2 擁壁を設置する前後の地盤高を記入	

番号	図書名	縮尺	明示すべき事項	明示すべき内容	チェック・ポイント	確認
12	擁壁の構造計算書 (規 27・1) (市規 3・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 転倒に対する安定 4 滑動に対する安定 5 沈下に対する安定 6 各部断面の検討 7 掘削面の検討 8 地震に対する安定 9 基礎杭の検討	安全率 1.5 以上 安全率 1.5 以上	1 5.0 m を超える場合は土質調査報告書を添付させる 2 土圧は計算方法を明らかにすること 3 地震に対する安定は、 ①擁壁 5m を超える場合 ②基礎地盤が軟弱な場合 ③背面が高盛土の場合 検討する	
13	擁壁展開図 (市規 3・1・3)		1 基礎幅 2 基礎前端厚 3 擁壁全高 4 根入れ深さ 5 擁壁高 6 造成計画高 7 地盤高 8 単距離 9 距離		1 伸縮目地は、原則として 20 m 以内につき 1 箇所 2 図の下側に各変化点での値が分かるように記入 3 根入れが 35cm 以上かつ見え高の 15%以上であること	
14	斜面の安定計算書 (市規 3・1・3)		1 設計条件 2 土圧 3 斜面先崩壊の検討 4 斜面崩壊の検討 5 底部崩壊の検討		切土をする場合において、切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるとき	
15	地盤の安定計算書 (規 23・3) (市規 3・1・3)				規則第 23 条第 2 項に該当の場合	
16	求積図 (市規 3・1・3)		1 求積図 2 求積表	・全体求積 ・積上げ求積 宅地、公共用地等		
17	参考図面		1 境界確定図等 2 幅員証明 3 その他		境界確定図等は、原則として、開発区域が都道、市道等の公共用財産の用地等と接する場合	
18	開発登録簿 (法 46) (法 47) (市規 3・1・3)		1 開発登録簿調書 2 土地利用計画図 3 付近見取図 4 公図の写し 5 公共施設計画図 ・計画表 6 造成計画平面図 7 造成計画断面図 8 擁壁の断面図	擁壁の断面図には、設計諸元値の記載もすること		

□ 申請図面には、図面作成者を記載すること(規 16・6)

注) 盛土規制法みなし許可に該当する場合は、重複しない盛土規制法の許可申請添付図面も添付すること。

2 開発行為変更許可申請〔正本1部、副本（写し）1部提出（市規2・1・2）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更許可申請書 (市規：別記第1号様式)	申請日、市長名、許可番号、申請者の住所氏名等	法35の2 令31 規28の2 市規3・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発許可申請に準じる</li> <li>・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載</li> </ul>	
2	開発行為変更理由書	変更項目、項目ごとの変更理由		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更内容、理由等を項目ごとに具体的に記載する</li> </ul>	
3	開発行為変更許可に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	規28の3 市規3・2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更箇所が分かるように着色</li> <li>・公共施設管理者の変更に関する同意添付</li> <li>・図面作成者の氏名を記載</li> <li>・開発登録簿を提出（着色4部、白黒1部）</li> </ul>	

3 開発行為の軽微な変更の届出〔正本1部、副本（写し）2部提出（市規2・1・3、2・2）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為変更届出書 (市規：別記第2号様式)	申請日、市長名、届出者の住所氏名、変更内容、許可番号	法35の2 規28の4 市規3・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更したときは遅滞なく届出</li> <li>・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載</li> <li>・内容、理由は具体的に記入</li> </ul>	
2	開発行為変更届出に関連する図書	変更前後で変わる部分の図書全部	市規3・3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更箇所が分かるように着色</li> </ul>	

4 開発行為の工事等報告書〔正本1部、副本（写し）1部提出〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事等報告書	申請日、市長名、報告者の住所氏名、修正内容、許可番号		<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正が見込まれる場合は着手する前に報告し、指示を受ける</li> <li>・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載</li> <li>・内容、理由は具体的に記入</li> </ul>	
2	工事等報告書に関連する図書	修正前後で変わる部分の図書全部		<ul style="list-style-type: none"> <li>・修正箇所が分かるように着色</li> </ul>	

注) 第1章第5節(3)④に該当する場合に提出

5 開発行為の地位の承継承認等

(1) 法第44条関係〔正本1部、副本(写し)2部提出(市規2・1・14、2・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継届出書 (市規:別記第24号様式)	申請日、市長名、許可番号、 承継者の住所氏名	法44 市規16・1	・承継理由は具体的に記入	
2	地位の承継届出に関する書類	(個人) 戸籍謄本  (法人) 履歴事項全部証明書等適法に承継したことを証明する書類	市規16・2	・法44条の一般承継人とは、 ① 相続人 ② 合併後存続する法人 ③ 合併により新たに設立された法人を指す	

(2) 法第45条関係〔正本1部、副本(写し)2部提出(市規2・1・15、2・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	地位の承継の承認申請書 (市規:別記第25号様式)	申請日、市長名、許可番号、 承継申請者の住所氏名、所有権取得年月日	法45 市規17・1	・承継理由は具体的に記入 ・法45条の特定承継人とは土地の所有権その他開発行為に関する工事を施行する権原を取得した第三者を指す	
2	申請者の資力及び信用に関する書面	法人 履歴事項全部証明書 財務諸表 事業経歴書 納税証明書 残高証明・融資証明 暴力団等に該当しないことの誓約書  個人 住民票 納税証明書 残高証明・融資証明 暴力団等に該当しないことの誓約書	法33・1・12	・履歴事項全部証明書、住民票は発行後3か月以内のものを添付 ・財務諸表及び事業経歴書は直前の決算期のもの。ただし、開発区域が1ha以上の場合は3か年分の財務諸表 ・納税証明書(前年度分のもの) 法人—法人事業税又は法人税 個人—個人事業税又は住民税 ・残高証明又は融資証明は金融機関が2か月以内の残高を証明したもの(複数機関のときは同一日付の残高を証明したもの) ※工事費に対して相当以上の残高があること	
3	承継同意書	1 旧事業主が新事業主への承継を認める内容 2 旧事業主と新事業主の印(印鑑証明書を添付)	市規17・2	書式は任意	

## 6 開発許可の工事に関する届出

### (1) 着手時〔正本1部、副本(写し)2部提出(市規2・1・6、2・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事着手届出書 (市規:別記第12号様式) (市規:別記第13号様式)	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 着手、完了予定年月日等	市規8・1 市規8・2	・工事に着手したときは速やかに届出	
2	工事現場管理者届出書 ※原本のみ	1 市長名 2 申請者の住所・氏名 3 工事現場管理者の住所・氏名 4 許可番号 5 着手、完了予定年月日等		・工事に着手したときに届出	
3	緊急連絡体制図 ※原本、 副本1部のみ				
4	現地写真 ※原本のみ	1 標識の掲出状況 (全景、近景)	市規9・1		
5	工事工程表 ※原本、 副本1部のみ				
6	防災計画平面図 ※原本、 副本1部のみ				

### (2) 完了時〔正本1部、副本(写し)2部提出(規2・1・7、2・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了届出書 (規:別記様式第四)	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 完了年月日等	法36・1 規29	・完了したときは遅滞なく提出 ・許可番号は当初許可、すべての変更許可の番号を記載 ・完了届提出時には、併せて検査用の開発登録簿2部(着色)と工事写真を検査担当に提出する	

□ 検査終了後、訂正済みの開発登録簿の写し6部(着色5、白黒1)を検査担当に提出する。

## 7 開発行為の廃止届〔正本1部、副本(写し)2部提出(市規2・1・8、2・2)〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	開発行為に関する工事の廃止の届出書 (規:別記様式第八)	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 廃止年月日等	法38 規32	・工事を廃止したときは遅滞なく届出	
2	その他市長が必要と認めた書類	1 開発行為の許可書の写しなど			



## 8 建築制限特例許可申請等

開発許可制度による建築制限（法 37 条）の特例許可等を受けたい場合には、建築行為に着手する前に次の図書を添えて申請してください。

（1）工事完了公告前の建築制限の解除申請〔正本 1 部、副本（写し）2 部提出（市規 2・1・9、2・2）〕

番号	必要書類等	項目	法令	チェックポイント・記入内容等	確認
1	工事完了公告前の建築物の建築・特定工作物の建設承認申請書 (市規:別記第 15 号様式)	1 申請日 2 市長名 3 許可番号 4 申請者の住所・氏名 5 工事着手予定年月日 6 建築物の用途 等	法 37 市規 10・1	・承認申請前に工事着手届出書を提出 ・法 37 条の制限解除は戸建て建築分譲等の場合は認めない	
2	付近の見取図	1 開発区域 2 敷地の位置 3 方位 4 周辺の公共施設	市規 10・2・1	・開発許可を受けた資料を用いてもよい	
3	配置図	1 敷地、建物の道路との位置関係、形態、大きさ	市規 10・2・2		
4	その他市長が必要と認める図書	1 工程表 2 建築物各階断面図等	市規 10・2・3		

9 標識の掲出

開発許可を受けたときは、許可日の翌日から工事完了公告の日まで下表の標識を開発区域内の公衆の見やすい場所に掲出してください。(別記第 14 号様式) (市規 9)

90センチメートル		80 センチ メートル	
開 発 許 可 標 識	許 可 番 号 許 可 年 月 日		第 年 月 号 日
工事予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
開発区域に含まれる地域の名称			
開発区域の面積			
開発許可を受けた者の住所・氏名	電話 ( )		
工事施行者の住所・氏名	電話 ( )		
設計者氏名			
工事現場管理者氏名	電話 ( )		
<p>この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、八王子市まちなみ整備部 開発審査課 電話 042-620-7298 にそなえてある開発登録簿をご覧ください。</p>			

※ 開発行為の変更許可を受けたり、軽微な変更の届出を行った場合は、当該変更に係る事項について修正を行ってください。

規則第8条第2項は、盛土規制法のみなし許可となる場合の対応について定めています。開発許可に係る標識と盛土規制法に基づく許可に係る標識には重複する内容が多いことから、八王子市では、盛土規制法に規定される標識に不足する項目（第1～4号）を追記することで、下図に示す標識のとおり、開発許可の標識と盛土規制法許可の標識を兼ねることができます。

90 センチメートル以上				
開発許可・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可 標識				
1	工事主（許可を受けた者）の住所氏名			見取図
2	許可番号	第	号	
3	許可年月日	年	月 日	
4	開発区域に含まれる地域の名称			
5	開発区域の面積	平方メートル		
6	工事施行者の住所氏名			
7	現場管理者の氏名			
8	盛土又は切土の高さ	メートル		
9	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
10	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
11	工事着手予定年月日	年	月 日	
12	工事完了予定年月日	年	月 日	
13	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	電話	( )	
14	許可又は届出担当部署名称連絡先 (開発登録簿閲覧場所)	電話	( )	

80  
センチメートル以上

(地表から上方に 50 センチメートル以上離して設置すること)

第2節 市街化調整区域における建築制限

1 都市計画法第34条第1号、同条第9号又は施行令第36条第3号イ該当建築物に係る申請書類

(1) 公益上必要な建築物及び日常生活に必要な店舗等必要書類  
(都市計画法第34条第1号)

1) 公益上必要な建築物

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		申請者の住所・電話番号を明記する。 開設する施設名(小学校、診療所等)を明記する。「法第34条第1号」と記入する。
	委任状		申請手続きを代理人が行う場合必要(実印押印)。
	印鑑証明書		申請者の印鑑証明書を添付する。
	理由書		施設の内容、設置理由を簡潔に明記する。
申請者の資格	免許等		当該施設の業務に必要な免許、資格等を有していることを証明する書類。
	住民票		申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記全部事項証明書		申請者が法人の場合、申請者の登記全部事項証明書。
申請施設	許認可等		申請施設が関係法令の許認可等が必要な場合、当該の許認可等が得られる見込みであることを証明する書類等。
	市町村長の承認書		
申請地	公図の写し		申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」を記入。
	土地登記事項証明書		申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明		地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明		幅員証明
	放流許可証		宅内排水を河川、水路等に放流する場合に提出する。
	占用許可書		公有地(河川、水路等)を占用する場合に必要。
	境界確定図		申請地が公有地(公道、水路等)に隣接している場合に必要。

必要書類		相談時	内容説明
その他の	念書		自己用で賃貸、転売等しない、及び廃業（廃止）となる場合は建築物を除去する旨の念書（実印押印・印鑑証明書添付）
	経営診断書		中小企業診断士等が作成した経営が成立することを証明する書類を必要に応じて添付すること。
	他の法令に基づく許認可書		森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書。
添付図面	位置図		原則として1万分の1の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。
	案内図		住宅地図等を添付 申請地を赤で表示。 審査基準1（5）敷地について、イの要件を満たしていることを図示すること。
	配置図 （敷地現況図）		敷地の形状、敷地境界、建築物の位置、規模、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの。
	建築計画図		立面図、平面図（診療所、助産所に併設する住宅にあっては床面積が180㎡以下であること。）
	排水計画図		排水施設設置図、排水施設構造図、排水計画書（敷地内に降る雨水を適切に処理するため、排水施設を設けること）。
	施設に供する部分の詳細配置図		小学校、診療所等に供する部分に設置する施設、設備等配置詳細図を必要に応じて添付すること。

2) 日用品店舗等(都市計画法第34条第1号)必要書類

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		申請者の住所・電話番号を明記する。 開設する店舗等の業種名(別表1-4-1-1の分類による)を明記する。「法第34条第1号」と記入する。
	委任状		申請手続きを代理人が行う場合必要(実印押印)。
	印鑑証明書		申請者の印鑑証明書を添付する。
	理由書		業種の内容、設置理由を簡潔に明記する。
申請者の資格	免許等		当該店舗等の業務に必要な免許、資格等を有していることを証明する書類。
	住民票		申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記全部事項証明書		申請者が法人の場合、申請者の登記全部事項証明書。
	借家証明		住宅を併設する場合に必要。
申請地	公図の写し		申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」を記入。
	土地登記事項証明書		申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明		地目が田または畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明		幅員証明。
	放流許可証		宅内排水を河川、水路等に放流する場合に提出する。
	占用許可書		公有地(河川、水路等)を占用する場合に必要である。
	境界確定図		申請地が公有地(公道、水路等)に隣接している場合に必要。

		相 談 時	内 容 説 明
そ の 他	念書		自己用で賃貸、転売等しない、及び廃業（廃止）となる場合は建築物を除去する旨の念書（実印押印・印鑑証明書添付）
	設置要望書		審査基準（２）立地についてイを適用する場合は必要。
	経営診断書		中小企業診断士等が作成した経営が成立することを証明する書類を必要に応じて添付。その際、自己資本に関しては、その裏付けとなる書類（残高証明等）を提出すること。
	他の法令に基づく許認可書		森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書。
添 付 図 面	位置図		原則として1万分の1の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。
	案内図		住宅地図等を添付 申請地を赤で表示。 審査基準（２）立地について、（５）敷地についてアの要件を満たしていることを図示すること。
	配置図 （敷地現況図）		敷地の形状、敷地境界、建築物の位置、規模、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの。
	建築計画図		立面図、平面図（延べ床面積180平方メートル以下で、店舗部の延べ床面積が全体の50%以上であること）。
	排水計画図		排水施設設置図、排水施設構造図、排水計画書（敷地内に降る雨水を適切に処理するため、排水施設を設けること）。
	店舗等に供する部分の詳細配置図		店舗等に供する部分に設置する施設、設備等配置詳細図を必要に応じて添付すること。
	機械設備明細書		店舗等に供する部分に設置する機械設備等の明細書を必要に応じて添付すること。

( 2 ) 沿道サービス施設 ( 都市計画法第 34 条第 9 号 ) 必要書類

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		申請者の住所・電話番号を明記する。 開設する施設名を明記する。 「法第 34 条第 9 号」と記入する。
	委任状		申請手続を代理人が行う場合必要 ( 実印押印 ) 。
	印鑑証明書		申請者の印鑑証明書を添付する。
	理由書		業種の内容、設置理由を簡潔に明記する。
申請者の資格	免許等		当該施設等の業務に必要な免許、資格等を有していることを証明する書類。
	住民票		申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	登記全部事項証明書		申請者が法人の場合、申請者の登記全部事項証明書。
申請地	公図の写し		申請地の公図の写し。 「いつ、どこで、だれが」を記入。
	土地登記事項証明書		申請地の土地登記事項証明書。
	農転許可証明		地目が田又は畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明		幅員証明。
	放流許可証		宅内排水を河川、水路等に放流する場合に提出する。
	占用許可書		公有地 ( 河川、水路等 ) を占用する場合に必要である。
	境界確定図		申請地が公有地 ( 公道、水路等 ) に隣接している場合に必要。



必要書類		相談時	内容説明
その他	念書		自己用で賃貸、転売等しない、及び廃業（廃止）となる場合は建築物を除去する旨の念書（実印押印・印鑑証明書添付）
	交通量計測書		平日12時間あたり3,000台の交通量があることを証するものを必要に応じて添付すること。
	他の法令に基づく許認可書		森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書。
添付図面	位置図		原則として1万分の1の都市計画図。申請地は赤で表示。市街化区域からの距離を記入（原則として有効数字2桁、「約」表示）。
	案内図		住宅地図等を添付 申請地を赤で表示。 （5）敷地についてアの要件を満たしていることを図示すること。
	配置図 （敷地現況図）		敷地の形状、敷地境界、建築物の位置、規模、周囲の状況（崖、川、山、道、擁壁等の位置）が明示されたもの。
	建築計画図		立面図、平面図。
	排水計画図		排水施設設置図、排水施設構造図、排水計画書（敷地内に降る雨水を適切に処理するため、排水施設を設けること）。
	店舗等に供する部分の詳細配置図		店舗等に供する部分に設置する施設、設備等配置詳細図を必要に応じて添付すること。
	機械設備明細書		店舗等に供する部分に設置する機械設備等の明細書を必要に応じて添付すること。

( 3 ) 地区計画に適合する開発行為等 ( 都市計画法第 34 条第 10 号 ) 必要書類

必 要 書 類		相 談 時	内 容 説 明
申 請 書	申請書		申請者の住所・電話番号を明記する。 開設する施設名を明記する。 「法第 34 条第 10 号」と記入する。
	委任状		申請手続を代理人が行う場合必要 ( 実印押印 ) 。
	印鑑証明書		申請者の印鑑証明書を添付する。
申 請 者 の 資 格	住民票		申請者が個人の場合、申請者の住民票。
	履歴事項全部証明書		申請者が法人の場合、申請者の履歴事項全部証明書。
申 請 地	公図の写し		申請地の公図の写し。 「転写場所、転写日、転写者名」を記入。
	土地の全部事項証明書		申請地の土地の全部事項証明書。
	農転許可証明		地目が田又は畑の場合必要。農地法による農地転用の見込み証明。
	道路証明		幅員証明。
	放流許可証		宅内排水を河川、水路等に放流する場合に提出する。
	占用許可書		公有地 ( 河川、水路等 ) を占用する場合に必要である。
	境界確定図		申請地が公有地 ( 公道、水路等 ) に隣接している場合に必要。

必要書類		相談時	内容説明
その他	地区計画書		当該地区の地区計画書
	地区計画の運用方針		当該地区の地区計画の運用方針
	他の法令に基づく許認可書		森林法、自然公園法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例その他の法令に基づく許認可書。
添付図面	位置図		原則として2万分の1の都市計画図。申請地は赤で表示。
	案内図		住宅地図等を添付 申請地を赤で表示。 方位、道路、目標となる地物を表示。
	配置図 (敷地現況図)		敷地の形状、敷地境界、建築物(工作物)の位置、規模、敷地の求積、周囲の状況(崖、川、山、道、擁壁等の位置)が明示されたもの。
	建築計画図		立面図(二面以上)、平面図(各階の建築物の求積を記載)。
	排水計画図		排水施設設置図、排水施設構造図、排水計画書(敷地内に降る雨水を適切に処理するため、排水施設を設置する)。
別添資料	意見照会図書		土地利用計画課・建築指導課に意見照会するための図書(建築概要書(場所、敷地面積、建築又は建設面積、延べ面積、高さ、用途、緑化施設の面積、垣又はさくの構造等を記載)、位置図、付近見取り図、配置図、建築計画図、排水計画図)計2部 建築敷地毎に作成

2 「都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例」  
に該当する建築物に係る必要書類

条例第一号（分家住宅） 必要書類

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。
- 2) 正本・副本はA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。
- 3) 開発行為となるものは、このほか審査基準に従って必要書類を追加すること。

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		29条許可申請（別記様式第2）の場合、記載事項8の欄に「法第34条第12号」、記載事項9の欄に「条例第3条第1号（分家住宅）」と記入。 43条許可申請（別記様式第9）の場合、記載事項4の欄に「令第36条第1項第3号ハ」、記載事項5の欄に「条例第3条第1号（分家住宅）」と記入。
	委任状	○	申請手続きを代理人が行う場合必要（実印押印）。
	印鑑証明書 理由書	○	特に書式はなし。
資格・身分事項	家系図	○	本家と申請者との家族関係図。
	戸籍謄本	○	本家と申請者の戸籍謄本。
	住民票	○	本家（世帯全員）及び申請者（世帯全員）の住民票。
	借家証明書		申請者の現住居が借家の場合必要。賃貸契約書の写し等。
	借家間取図 婚約者住民票		申請者の現住居が借家の場合必要。 申請理由が結婚による独立の場合に必要。
所有地	「名寄帳」	○	本家及び申請者（申請者の配偶者及び本家の血族である配偶者を含む。以下同じ）の名寄帳。所有地がない場合はない旨の証明が必要。 本家…本家の住所地の市区町村が発行 申請者…申請者の住所地と申請地の所在地の市区町村等が発行
	区域証明 分布図	○	本家及び申請者の全所有地について市街化区域・調整区域の区別。市区町村発行のもの。 原則として1/20,000の都市計画図。名寄帳記載の全所有地を赤色で表示。市街化区域をオレンジ色で表示。
	市街化区域内の土地状況図	○	本家及び申請者の所有地のうち、市街化区域内の所有地の配置図又は土地利用状況図（写真添付）。

必要書類		相談時	内容説明
本家	建物登記事項証明書	○	本家の建物登記事項証明書。
	土地登記事項証明書	○	本家の土地登記事項証明書。
申請地	公 図 の 写 し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	道 路 証 明	○	幅員証明等。
	境 界 確 定 図		申請地が公有地（公道、水路等）に隣接している場合に必要。
	承 諾 書		自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（土地所有者の印鑑証明書を添付）。
	念 書		自己用で、賃貸・転売等しない旨の念書（申請者の実印押印・印鑑証明書を添付）。
	農 地 転 用 書 類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。
添付図面	位 置 図	○	原則として 1/20,000 の都市計画図。 申請地は赤色で、本家は緑色で表示。
	案 内 図	○	住宅地図等を添付。申請地は赤色で、本家は緑色で表示。
	建 築 計 画 図	○	
	① 配 置 図		敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延床面積）。
	② 各 階 平 面 図		建築敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図		二面（南側、東側）
	構 造 図		
	① 排 水 施 設		容量計算書添付。
	② 擁 壁		構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で 1 m 以上のものについて必要）
	設 置 許 可 書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占 用 許 可 書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
	放 流 許 可 書		雨水を河川等に放流する場合必要。

条例第二号（既存集落内の自己用住宅） 必要書類

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。
- 2) 正本・副本はA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。
- 3) 開発行為となるものは、このほか審査基準に従って必要書類を追加すること。

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		29条許可申請（別記様式第2）の場合、記載事項8の欄に「法第34条第12号」、記載事項9の欄に「条例第3条第2号（既存集落内の自己用住宅）」と記入。 43条許可申請（別記様式第9）の場合、記載事項4の欄に「令第36条第1項第3号ハ」、記載事項5の欄に「条例第3条第2号（既存集落内の自己用住宅）」と記入。
	委任状	○	申請手続きを代理人が行う場合必要（実印押印）。
	印鑑証明書 理由書	○	特に書式はなし。
資格・身分事項	住民票	○	申請者（世帯全員）の住民票。
	借家証明書		申請者の現住居が借家の場合必要。賃貸契約書の写し等。
	借家間取図		申請者の現住居が借家の場合必要。
	戸籍謄本 及び家系図		申請地が相続または生前贈与の場合必要。
所有地	「名寄帳」	○	申請者の名寄帳。所有地がない場合はない旨の証明が必要。申請者の現住所と申請地の所在地の市区町村が発行。 申請地が生前贈与の場合は、さらに贈与者の全所有地の名寄帳（贈与者の現住所の市区町村が発行）が必要。
	区域証明 分布図	○	申請者の全所有地について市街化区域・調整区域の区別。申請地が生前贈与の場合は、贈与者の全所有地についても必要。 原則として1/20,000の都市計画図。名寄帳記載の全所有地を赤色で表示。市街化区域をオレンジ色で表示。申請地が生前贈与の場合は、贈与者の全所有地を緑色で表示。
	市街化区域内の 土地状況図	○	市街化区域内の所有地の配置図又は土地利用状況図（写真添付）。申請地が生前贈与の場合、市街化区域内の贈与者の所有地についても必要。

条例第二号（既存集落内の自己用住宅）

必要書類		相談時	内容説明
申請地	50戸連たん図	○	主要建築物の敷地が、おおむね50戸以上、おおむね50m以内の間隔で連たんすること。案内図の建築物をハッチで明示し連番を付す。（学校等建築敷地が広い場合には敷地をハッチで明示。）
	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	道路証明	○	幅員証明等。
	境界確定図		申請地が公有地（公道、水路等）に隣接している場合に必要。
	念書		自己用で、賃貸・転売等しない旨の念書（申請者の実印押印・印鑑証明書添付）。
	農地転用書類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。
添付図面	位置図	○	原則として1/20,000の都市計画図。申請地を赤色で表示。
	案内図	○	住宅地図等を添付。申請地を赤色で表示。
	建築計画図	○	
	① 配置図		敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。
	② 各階平面図		建築敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立面図		二面（南側、東側）
	構造図		
	① 排水施設		容量計算書添付。
	② 擁壁		構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）
	設置許可書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占用許可書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
	放流許可書		雨水を河川等に放流する場合必要。



条例第三号（自己用住宅である既存建築物の建替等） 必要書類

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。
- 2) 正本・副本はA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。
- 3) 開発行為となるものは、このほか審査基準に従って必要書類を追加すること。

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		29条許可申請（別記様式第2）の場合、記載事項8の欄に「法第34条第12号」、記載事項9の欄に「条例第3条第3号（自己用住宅である既存建物の建替等）」と記入。 43条許可申請（別記様式第9）の場合、記載事項4の欄に「令第36条第1項第3号ハ」、記載事項5の欄に「条例第3条第3号（自己用住宅である既存建物の建替等）」と記入。
	委任状	○	申請手続きを代理人が行う場合必要（実印押印）。
	印鑑証明書 理由書	○	特に書式はなし。
身分	住民票	○	申請者（世帯全員）の住民票。
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	家屋登記事項証明書	○	既存建築物の家屋登記事項証明書。
	建築確認書	○	既存建築物の建築確認通知書。図面、写真等を含む。
	土地評価証明書	○	建築確認通知書がない場合必要。
	家屋評価証明書	○	建築確認通知書がない場合必要。
	新旧対照表	○	敷地面積、建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。
	道路証明 境界確定図 念書	○	幅員証明等。 申請地が公有地（公道、水路等）に隣接している場合に必要。 自己用で、貸家・転売等しない旨の念書（申請者の実印押印・印鑑証明書添付）。
農地転用書類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。	

条例第三号（自己用住宅である既存建築物の建替等）

必要書類	相談時	内容説明
添付図面	位置図	○ 原則として 1/20,000 の都市計画図。申請地を赤色で表示。
	案内図	○ 住宅地図等を添付。申請地を赤色で表示。
	建築計画図	○
	① 配置図	敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）。
	② 各階平面図	建築敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立面図	二面（南側、東側）
	構造図	
	① 排水施設	容量計算書添付。
	② 擁壁	構造計算書添付。
	設置許可書	申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
占用許可書	公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。	
放流許可書	雨水を河川等に放流する場合必要。	

条例第四号（収用対象事業の施行に伴う移転）必要書類  
市街化調整区域内の移転

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。
- 2) 正本・副本はA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。
- 3) 開発行為となるものは、このほか審査基準に従って必要書類を追加すること。

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		29条許可申請（別記様式第2）の場合、記載事項8の欄に「法第34条第12号」、記載事項9の欄に「条例第3条第4号（収用対象事業の施行に伴う移転）」と記入。 43条許可申請（別記様式第9）の場合、記載事項4の欄に「令第36条第1項第3号ハ」、記載事項5の欄に「条例第3条第4号（収用対象事業の施行に伴う移転）」と記入。
	委任状	○	申請手続きを代理人が行う場合必要（実印押印）。
	印鑑証明書 理由書	○	特に書式はなし。
資格・身分事項	収用事業証明	○	現住居が収用事業に係わっていることについて、事業主体からの証明。事業名、事業施行区域について明確にされていること。
	住民票	○	申請者（世帯全員）の住民票。
所有地	「名寄帳」	○	申請者の名寄帳。所有地がない場合はない旨の証明が必要。申請者の住所地と申請地の所在地の市区町村が発行したもの。
	区域証明 分布図	○	申請者の全所有地について市街化区域・調整区域の区別。原則として1/20,000の都市計画図。名寄帳記載の全所有地を赤色で表示。市街化区域をオレンジ色で表示。
住居	建物登記事項証明書	○	現住居の建物登記事項証明書。
	土地登記事項証明書	○	現住居の土地登記事項証明書。
	市街化区域内の 土地状況図	○	市街化区域内の所有地の配置図又は土地利用状況図（写真添付）。
	新旧対照表	○	敷地面積、建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率、用途及び構造を比較したもの。

条例第四号（取用対象事業の施行に伴う移転）市街化調整区域内の移転

必要書類		相談時	内容説明
申請地	公 図 の 写 し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、誰が」写したかを記入。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	道 路 証 明	○	幅員証明等。
	境 界 確 定 図		申請地が公有地（公道、水路等）に隣接している場合に必要。
	承 諾 書		自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書（土地所有者の実印押印・印鑑証明書添付）。
	念 書		自己用で、貸家・転売等しない旨の念書（申請者の実印押印・印鑑証明書添付）。
	農地転用書類		農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。
添付図面	位 置 図	○	原則として1/20,000の都市計画図。 申請地は赤色で表示。
	案 内 図	○	住宅地区等を添付。申請地は赤色で、本家は緑色で表示。
	建 築 計 画 図	○	
	① 配 置 図		敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。 求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延床面積）。
	② 各 階 平 面 図		建築敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。
	③ 立 面 図		二面（南側、東側）
	構 造 図		
	① 排 水 施 設		容量計算書添付。
	② 擁 壁		構造計算書添付。
	設 置 許 可 書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。
	占 用 許 可 書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。
放 流 許 可 書		雨水を河川等に放流する場合必要。	

条例第五号（既存宅地の建築） 必要書類

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。
- 2) 正本・副本はA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。
- 3) 開発行為となるものは、このほか審査基準に従って必要書類を追加すること。
- 4) 申請は、1宅地ごとに行うこと。

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		面積は実測値を記入する。セットバック部分は除く。 29条許可申請（別記様式第2）の場合、記載事項8の欄に「法第34条第12号」、記載事項9の欄に「条例第3条第5号（既存宅地の建築）」と記入。 43条許可申請（別記様式第9）の場合、記載事項4の欄に「令第36条第1項第3号ハ」、記載事項5の欄に「条例第3条第5号（既存宅地の建築）」と記入。
	委任状 印鑑証明書	○	申請手続きを代理人が行う場合必要（実印押印）。
申請理由	土地登記事項証明書 土地評価証明 宅地であった蓋然性が極めて高いと認められる書類 50戸連たん図	○ ○ ○ ○	区域区分日以前から継続して地目が宅地であること。 土地登記事項証明書が宅地以外の場合必要。 農地転用許可書、盛土規制法（旧宅地造成等規制法）の検査済証、建築確認通知書、道路位置指定図、区域区分日当時の航空写真、その他の資料。 主要の建築物の敷地が、概ね50戸以上、概ね50m以内の間隔で連たんする事。案内図の建築物をハッチで明示し連番を付す。（学校等建築敷地が広い場合は敷地をハッチで明示。）
	公図の写し 道路証明 境界確定図 承諾書 案内図 農地転用書類	○ ○ ○ ○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入。 幅員証明等。 申請地が公有地（公道、水路等）に隣接している場合必要。 自己所有地でない場合、申請地の土地使用承諾書。（土地所有者の実印押印・印鑑証明書添付） 住宅地図等を添付。申請地（赤）で表示。 農地は、農地転用許可（見込み可）。農業振興地域既設農用地の場合は、農用地等の除外許可。

条例第五号（既存宅地の建築）

必要書類	相談時	内容説明
添付図面	<p>建築設計図</p> <p>① 配置図</p> <p>② 各階平面図</p> <p>③ 立面図</p> <p>構造図</p> <p>① 排水施設</p> <p>② 擁壁</p> <p>設置許可書</p> <p>占用許可書</p> <p>放流許可書</p>	<p>○</p> <p>敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。</p> <p>求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延床面積）。</p> <p>建築敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。</p> <p>二面（南側、東側）</p> <p>容量計算書添付。</p> <p>構造計算書添付。（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）</p> <p>申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。</p> <p>公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。</p> <p>雨水を河川等に放流する場合必要。</p>

条例第五号（既存宅地の建築） 必要書類

（旧法による既存宅地確認を受けた土地における再申請、及び新法による既存宅地の許可を受けた建築物の再申請）

注意事項

- 1) 「相談時」欄に○のあるものは相談時から必要。申請時には全書類が必要。
- 2) 正本・副本はA4ファイルに綴り、インデックスをつけること。
- 3) 開発行為となるものは、このほか審査基準に従って必要書類を追加すること。
- 4) 申請は、1宅地ごとに行うこと。

必要書類		相談時	内容説明
申請書	申請書		面積は既確認、既許可面積を基に記入。 29条許可申請（別記様式第2）の場合、記載事項8の欄に「法第34条第12号」、記載事項9の欄に「条例第3条第5号（既存宅地の建築）」と記入。 43条許可申請（別記様式第9）の場合、記載事項4の欄に「令第36条第1項第3号ハ」、記載事項5の欄に「条例第3条第5号（既存宅地の建築）」と記入。
	委任状 印鑑証明書	○	申請手続きを代理人が行う場合必要（実印押印）。
申請理由	既存宅地確認書 又は許可書	○	写しを添付。
	土地登記事項証明書	○	申請地の土地登記事項証明書。
	建築確認通知書	○	既存建築物についての建築確認通知書。図面、写真等を含む。
	建物登記事項証明書	○	建築確認通知書がない場合必要。
	家屋評価証明	○	建築確認通知書がない場合必要。
申請地	公図の写し	○	申請地の公図の写し。「いつ、どこで、だれが」を記入。
	道路証明	○	幅員証明等。
	承諾書		自己所有地でない場合、申請地の土地所有承諾書。（土地所有者の実印押印・印鑑証明書添付）
	案内図	○	住宅地図を添付。申請地（赤）で表示。

条例第五号（既存宅地許可）

（旧法による既存宅地確認を受けた土地における再申請、及び新法による既存宅地の許可を受けた建築物の再申請）

	必要書類	相談時	内容説明
添付図面	建築計画図	○	
	① 配置図		敷地の境界・申請建物の位置（1階実線、2階点線）・地盤高・雨水排水施設（雨水排水計画図）・接続道路（名称、種別、幅員）・除却建築物（ハッチ）。
			求積表（全体及び路地状敷地・法面等建築敷地に適しない部分以外の面積）・面積対照表（新築建築物と除却建築物の建築面積、延床面積）。
	②各階平面図		建築敷地面積・建築面積・延床面積・建ぺい率・容積率・用途・構造を表で記入。（用途は、建築基準法別表第2の分類に従って記入。）
	③立面図		二面（南側、東側）。
	構造図		
	①排水施設		容量計算書添付。ただし、従前の既存宅地の許可時の排水施設をそのまま使用する場合は不要。
	②擁壁		構造計算書添付（開発行為、工作物確認に該当しない擁壁で1m以上のものについて必要）。ただし、新たな擁壁の設置がなく、従前の既存宅地の許可時の擁壁をそのまま使用する等の場合は不要。
設置許可書		申請地が河川区域、河川保全区域、砂防区域内にある場合必要。ただし、従前に既存宅地の許可を得ている場合は不要。	
占用許可書		公有地（公道、水路）を占用する場合に必要。ただし、従前に既存宅地の許可を得ている場合は不要。	
放流許可書		雨水を河川等に放流する場合必要。ただし、従前に既存宅地の許可を得ている場合は不要。	



■申請地に災害イエローゾーン等が含まれている場合

必要書類	相談時	内容説明
理由書	○	<p>申請地に災害イエローゾーン等を含む場合、以下の事項などについて、理由を記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定建築物が、当該建築物を建築しなければ社会経済活動の継続が困難になる等やむを得ない理由</li> <li>・ 災害イエローゾーン等に指定されている土地を申請地から除くことができない理由</li> <li>・ 災害イエローゾーン等が指定されている区域に予定建築物を配置せざるを得ない理由</li> </ul>
安全性の担保※	実効性のある避難計画	<p>避難計画には①～⑤の内容を整理して記載する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①避難場所への避難経路の確保 (申請地から避難場所等の経路及び距離を記載)</li> <li>②安全に避難場所まで到達できる時間の確保 (申請地から避難場所まで移動時間を記載) ※避難場所等の選定は防災担当と十分な協議を行うこと</li> <li>③安全に避難できる体制の確保</li> <li>④安全に避難する上で必要な設備資機材の確保 (避難に必要な体制・資機材の内容を記載)</li> <li>⑤防災教育及び訓練の実施の確保 (いつ、誰が、どのように訓練等を実施するか記載)</li> </ol>
	当該計画の妥当性	○ 名寄帳などを用い、申請地以外に適地がないことを確認
	有効な災害対策	○ 災害イエローゾーン等を含む広域な断面図を記載。想定される災害や制限等を整理し、その災害に対する配慮事項を記載する ※災害イエローゾーン等が複数ある場合、指定されている災害イエローゾーン等のすべての対応ができるよう検討する。
確実な避難※	避難経路図	<p>災害が発生した場合でも安全に避難できることを示す資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災計画に位置付けられた避難場所まで、災害イエローゾーン等によって分断されることなく、確実に避難できるか確認する</li> <li>・ 実際に災害が発生した場合でも、予定建築物に被害が生じないか確認する。</li> </ul>
配置計画	○	<p>※予定建築物に災害イエローゾーン等がかかる場合 申請敷地内において、災害イエローゾーン等の区域外に予定建築物が建築できないことを示す図書</p>

※「安全性の担保」、「確実な避難」の書類は、いずれかの書類を用意すること。